

# 八幡山古墳周濠調査報告

1 9 6 6

前橋市教育委員会



## 緒 言

前橋は実に文化財に恵まれた土地である。とりわけ古墳はその規模といい構造といい、立派なものが多い。それはただその数が多いというばかりでなく、その内容にきわめてすぐれた文化性をもつていて、それが必ずといってよいくらい、私たちの心をゆさぶるに足る特性をそなえているからである。

その一つである八幡山古墳は、前方後方墳といいうめずらしい外形を備えており、昭和24年7月13日、国指定史跡となつた。

本年度文化財保護事業として、この古墳を買上げることになつたが、そのいきさつは次のような問題がからんだからである。

- 広瀬区画整理及び住宅団地造成の進展
- 民有地であるため保護管理上の問題
- 保護普及のための史跡公園化

そこで、文化財保護委員会に国庫補助申請を行い、600万円の予算を計上した。

買上げに伴い、土地鑑定、面積の積算測量等の事業につづき、古墳にせまつてくる住宅造成から周濠部の有無を明確にする必要にせまられた。これだけの規模を有する古墳であるから周濠の存在することは確かである。

そこで、前橋工業高等学校・松島栄治教諭にその発掘調査を委託したところ、心よく受託していただいた。

この調査報告は、八幡山古墳の保護範囲を明確にしてくれたし、周濠部の買上げについてもその範囲をつかむことができた。

一部の予備調査ではあるが、墳丘をとりまく周濠の保護に成果をあげていただけたことを感謝したい。

この発掘調査が成果をあげ得たのは何といつても、松島教諭の協力は勿論、前橋工業高等学校、前市女高生徒諸君の尽力に心から敬意を表したい。

前橋市教育委員会

教育長 関 佐 団 次

空からみた八幡山古墳



# 国指定史跡八幡山古墳周濠調査の中間報告

調査者 群馬県立前橋工業高等学校教諭

松島栄治

## 1 はじめに

本古墳は前橋市朝倉町字若宮1344、1345、1346、1349番地に所在する古墳で、其の主体部は大正5、6年墳壇掘され、後方部頂上部約1m50cm下辺りに約一辺数m程の玉石敷きの部分が発見され、一部分的に粘土がつめてある箇所も認められた。其の後墳丘の特異性が留意され、本県では勿論、全国的にも稀な前方後方墳であることが確認され、その形と現状が比較的良好に残されていることから昭和24年文部省文化財保護委員会の指定史跡として認められ現在に到つた。

他方、前橋市には、広瀬団地造成の計画があり、昭和41年からその整地を開始した。たまたま本八幡山古墳は該当地域に所在することから、その保存維持について改めて検討する必要が生じ、市教育委員会は昭和41年12月調査者に対して特にその周濠部の調査を依頼してきた。

## 2 調査の目的及び方法

従つて、八幡山古墳における今回の調査は、周濠とそれに関連する接続遺構にのみ限つて行うこととした。

まず本古墳における周濠の存否及び形状については外見からの確認はできず、僅かに墳丘の北側、東側及び南側の一部に周濠外縁を示すかと思われる農道が認められるだけで、特別窪地等の痕跡は全く認められなかつた。従つて今度の調査は周濠部と推定される地域を部分的に発掘調査し、その地層の推移状況を検討して周濠の存否を明らかにし、更にその内縁外縁の限界を完めて、その巾を求め、ひいては規模と形状を把握する点に調査の目的を置いた。ところで、周濠の内縁部及び外縁部は、接続遺構との関連において確認されるものであるため、本調査では特に葺石及び周濠外の地層推移、特に古墳構築時における地表面の検出にも調査の対象がおかれた。以上の調査の目的と対して、その方法は、県立前橋工業高校の生徒を主体にして調査班を組織し、調査期日は必要に応じて逐次設定し、所期の目的を達成する事にした。現在まで昭和41年12月25日から29日までの5日間を第一次の調査とし、以後、昭和42年2月4日、5日の2日間を第2次調査として実施し、更に2月11日、12日の両日を第3次調査とした。しかし、第3次調査は降雨積雪のため調

査が不可能となり、現在までに第2次調査を実施したまで、漸くその端緒をつかんだ程度である。今までに行つた調査の具体的な方法は、その目的に鑑み、周濠と推定される部分を填丘裾部から東方に向つて周濠を横断するトレーンチを設定し発掘することにした。しかしこの部分は、東側の調査の急を要しない前橋市買上の予定地を残して他は殆んど耕作中の畠であるため、自由に発掘する訳にはいかず、結局外見からの周濠把握の可能性と耕地の状況を勘案し、まずA・B・C各トレーンチ（付図参照）を設定し、この部分から発掘調査することにした。他方、この調査の結果に基づいてピット及びボーリング棒による探査を行ない、周濠の規模と形状の把握につとめることにした。勿論これだけのトレーンチ及びピット状の発掘で周濠の調査は終るべきではない。今後尙耕地の状況等を考え合せトレーンチを必要各所に設け、部分的には一部分掘り上げてみなければならないものと考えている。

### 3 調査の中間的報告

前記の目的及び方法に基づいて、発掘調査を進めてきているか現在までに知り得た点は下記の通りである。

#### (1) トレーンチによる調査

##### A トレーンチについて

本トレーンチは、後方部の北側裾部から、北方、農道までの間に設けたもので巾1m50cm長さ3.2mに亘つた。まず填丘裾部においては、現地表下80cmのところに葺石の根石が確認され、この根石を基礎に約38度の角度に川原石で小口積に積みあげられた精巧な葺石が約1m30cm程確認された。またこの葺石の根石は比較的硬質の黄色砂層である基盤層にしつかり据えられていることから、この根石を含めて、下部50cmの葺石は原地表面にあつたことが明らかになり、周濠の存在が略々確認された。他方、トレーンチの北端部においては、基盤層である硬質砂層が30cm掘り下げられ、この部分を境にして填丘寄りの部分と反対側の部分では基盤層上部の堆積が全く異なることが判明し、周濠の存在が確定した。この結果、このトレーンチにおいて知り得た周濠の巾は2.6m70cmで深さは現地表下80cm前後であり、現地表面からの深さは約50cmと決定された。尚周濠内部の地層の推積は、上部からI層（耕作土）、第II層（灰褐色の砂質土層）、第III層（黒色のきめの細かい軟質土層）、第IV層（黄色粘土の混つた土）、第V層（暗褐色の粘土）の5層に大まかに分類され、これらの層はほぼ水平に認められ、一時的には水の溜つた事も推定された。尚又、第VI層は比較的純粋な黄色粘土であり、其の状態には人為的に貼つようにも見られ、基盤層が比較的水を良く透す土質だけに興味ある問題を提起した。

### B レンチ

このレンチは、後方部の西側の空地に据部から西方に向つて設立した巾1m50cm、長さ24mのものである。墳丘据部の状態は前記A レンチと全く同様で、見事な葺石が出土し、そこが周濠の内縁を限つていた。しかし、周濠の外縁は本レンチ内においては出現しなかつた。そのためレンチ西方の延長線上をボーリング棒で調査し、レンチ西端より19m50cmの地点に地層の変化を認め、ピットによつて確認した。よつてここに確認した外縁は、後方部北西部の隅に対応するため、この部分の周濠巾は35m前後と推定された。又その深さはA レンチ同様現地表面から80cm前後で厚地表面からは50~60cmと推定される。このレンチで知り得た周濠部の堆積の大体は、A レンチにおいて第Ⅲ層と第Ⅳ層との間に部分的に認められる川原砂が、本レンチにおいては第Ⅲ層として、層位的にはつきり存在したことである。従つてB レンチでは、上部から第Ⅰ層(耕作土)、第Ⅱ層(灰褐色の砂質の硬質土)、第Ⅲ層(茶褐色の粘質土)、第Ⅳ層(砂層)、第Ⅴ層(きめの細かい黒色土)、第Ⅵ層(砂を含んだ黄褐色土)の6層に分類され、第Ⅲ層と第Ⅳ層を除いてはA レンチの状態に殆んど同じであつた。

### B・C レンチ

前方部の南側据部から南方に向つて設立した巾1m、長さ47mのこのレンチは耕作物の関係から連続的に掘りあげることはできず、特に葺石及び銀石の確認も終つていない。又、周濠の外縁を画する基盤層の掘込み、乃至立ちあがりも確認できなかつた。しかし、周濠部と推定されるC レンチピットⅠの部分の地層堆積の状況は、上部から第Ⅰ層(耕作土)、第Ⅱ層(灰褐色砂質の硬質土)、第Ⅲ層(茶褐色の粘質土)、第Ⅳ層(砂層)と続き、B レンチ周濠部の状態に類似したものであつた。第Ⅴ層は粘土塊を含んだ赤褐色土で、A・B レンチにおいては認められないものであつた。その下部は第Ⅵ層(きめの細かい黒色土)第Ⅶ層(ローム塊の混つた黒褐色土)と続き、これが基盤層に直接接していた。従つて、この部分についてはA・B レンチ基盤層の直上にみられた砂を含んだ黄褐色土層は認められず、それに代つて第Ⅷ層が存在していたことになる。

以上このピットの堆積状態は全体的にA・B レンチの周濠部に大同小異であり、この部分が周濠部であることが確認された。ところでこのレンチ内において、本地点より南へ約17m50cmの地点にあるピット4は、ピット1に対比してみると、ピット1の第Ⅲ・Ⅳ層は明瞭でなく、第Ⅳ・Ⅴ層はこの断面の中程において消滅し、代つて白色粘土塊の混つた褐色土(第Ⅸ層)が現出し、更にそれらの下部のローム塊の混つた黒色土(第Ⅹ層)もこの辺りで終つている。従つてここに地層の断層的な変化のあることは明瞭である。統いてピット5は、基盤層直上の土層は褐色の砂質土(第Ⅺ層)が部分的に載り、更に白色粘土塊の混つた褐色土(第Ⅻ層)で全面的に覆われ、その上部は茶褐色の粘性

土(第Ⅲ層)が部厚く認められるものの、本質的にはピット4の南半分の部分と共に、これらの部分が謂所周濠部分の堆積状況と異なることが明らかとなつた。よつて、この部分をもつて一応周濠の外縁と推定されよう。

#### (2) ポーリング棒による調査

周濠の形状と規模をある程度予測するためにトレンチ及びピットによる調査結果に基いて、ポーリング棒による調査を行つた。勿論この方法はあくまで予備的、便宜的なもので、何れトレンチあるいはピットによつて確認しなければならないものであり、従つてここに記す調査の結果は決定的なものではない。

まずAトレンチ(後方部北側)において確認した周濠外縁を基準に、東方に向つて調査を進め、ところ、後方部の墳丘なりに北側外縁と推定される地点が把握できた。そして北東隅は後方部墳丘北東隅なりには曲らず、幾分西よりの地点において認められた。これは地形に束縛された結果とみられる。この隅から南への延びは長道に附つてみられ、後方部南北部のくびれの辺りにおいてもこそ更に湾曲せず、やゝ一直線に続いて認められた。しかし南によるに従つて外縁としての顕著な傾向が薄れ、遂には南東隅は確認できなかつた。他方Aトレンチ外縁より西方へ、調査は丁度民家へ突き当るために完全な追求はできなかつたが、東方の傾向からして後方部墳丘にそうものと考えられる。ところでCトレンチ延長線上における外縁は西側の外縁とされるので、この点を勘案すると北側及び西側外縁の交わる西北隅は、阿左美嘉内氏宅と推定される。ここより南に延びる西側外縁は、東側外縁と同様に墳丘の主軸にそつて約中程まで認められるが、それ以南は次第に明瞭さを失き遂には確保不可能であつた。

### 4. 周濠の形状、規模の推測

以上A・B・C各トレンチ調査による本古墳の周濠の地層的所見、その状態からして前方部南側はやゝ浅いが現在の地表面より約70cm、現地表面からは50cm前後と推定される。比較的深い周濠の存在した事は明らかで、しかも地層の堆積状態からして当初に在つてはある程度水の湛えられていたと考えられる。そしてその巾は葺石の根石から30cm前後と推定される。そしてその平面的形状及び規模は前方部南部においてやゝ不鮮明な点があるが、墳丘を中心にして東西約125m南北約180mの方形と推定される。

昭和42年2月20日

(註) この報告は昭和41年度前橋市教育委員会より委託された調査の一部である。



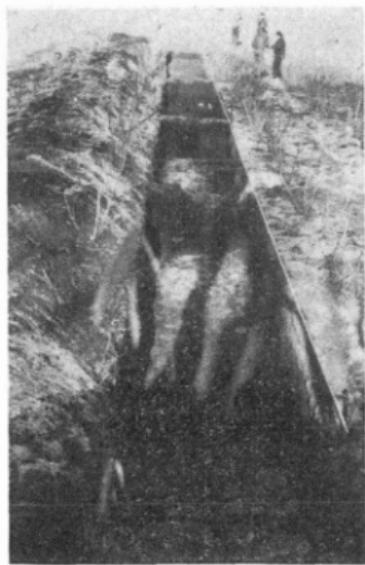
八幡山古墳全景（東面）



A トレンチ墳丘の葺石



A トレンチ



A トレンチ周辺



B レンチ  
墳丘の葺石



A レンチ  
墳丘より

